

# 青森県報

第二千二百六十一号

平成十五年  
十二月五日

(金曜日)

## 目 次

### 告 示

|                     |       |           |   |    |
|---------------------|-------|-----------|---|----|
| 産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請  | …………… | (環境政策課)   | … | 一  |
| 保安林の指定              | …………… | (林政課)     | … | 二  |
| 公有水面埋立ての免許の出願の要領    | …………… | (漁港漁場整備課) | … | 二  |
| 証紙売りさばき人の指定         | …………… | (経理課)     | … | 四  |
| 公 告                 |       |           |   |    |
| 大規模小売店舗の変更の届出       | …………… | (経営振興課)   | … | 四  |
| 右 同                 | …………… | (同)       | … | 五  |
| 右 同                 | …………… | (同)       | … | 六  |
| 右 同                 | …………… | (同)       | … | 六  |
| 右 同                 | …………… | (同)       | … | 七  |
| 右 同                 | …………… | (同)       | … | 七  |
| 大規模小売店舗の立地に関する意見の概要 | …………… | (同)       | … | 八  |
| 肥料の登録               | …………… | (構造政策課)   | … | 九  |
| 土地改良区の定款変更の認可       | …………… | (農村整備課)   | … | 九  |
| 換地処分                | …………… | (同)       | … | 一〇 |
| 公安委員会               |       |           |   |    |
| 型式の検定適合遊技機          | …………… | (生活安全課)   | … | 一〇 |

## 告 示

青森県告示第七百六十七号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条第一項の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があつたので、同条第四項の規定により次のとおり告示する。

平成十五年十二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名
  - 1 名称 有限会社三沢地域環境保全組合
  - 2 住所 三沢市大字三沢字庭構三六一番
  - 3 代表者の氏名 代表取締役 袴田 芳美
- 二 産業廃棄物処理施設の設置の場所 三沢市大字三沢字庭構四五四一番一、四五四九番、四五五〇番一、四五五一番一、四五五二番、四五五八番、四五五九番一
- 三 産業廃棄物処理施設の種類 産業廃棄物の焼却施設
- 四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類 家畜ふん尿（鶏糞）
- 五 申請年月日 平成十五年七月三日
- 六 申請書及び産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類の縦覧
  - 1 場所 青森県環境生活部環境政策課  
青森県環境保健センター八戸環境管理事務所

三沢市民生部ごみゼロ推進課

2 期間

平成十五年十二月五日から平成十六年一月五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

七 意見書の提出

当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十六年一月十九日

2 提出先

〒〇三〇 八五七〇 青森市長島一丁目一番一号

青森県環境生活部環境政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる産業廃棄物処理施設の設置の場所及び種類

(三) 意見

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

青森県告示第七百六十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次のとおり森林を保安林として指定するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十五年十二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一(一) 保安林の所在場所

上北郡天間林村大字天間館字菩提木五六の一(次の図に示す部分に限る。)

五六の一、五六の一五

(二) 保安林指定の目的

干害の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(一) 保安林の所在場所

上北郡天間林村大字天間館字菩提木五六の一(次の図に示す部分に限る。)

五六の一、五六の一五

(二) 保安林指定の目的

公衆の保健

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び天間林村役場に備え置いて縦覧に供する。

青森県告示第七百六十九号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、平成十五年十一月二十五日公有水面の埋立ての免許の出願があつたので、同法第三条第一項の規定により、その要領を次のとおり告示する。

なお、その関係書面及び図書は、告示の日から起算して三週間、風間浦村役場に備え置いて縦覧に供する。

平成十五年十二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 出願人の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 出願人の住所及び名称

青森市長島一丁目の一  
青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一  
青森県知事 三村申吾

二 埋立区域

1 位置

下北郡風間浦村大字下風呂字下風呂一六番二から七七番一に隣接する国道二七九号の地先公有水面

2 区域

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十一条第一項第一号の規定による国土交通省告示(平成十四年一月十日告示第九号)で定められた平面直角座標第十系を用いて得た次の各点のうち、の地点から の地点までを順次に結んだ線(の地点と の地点とを結ぶ春分・秋分の満潮位(T・P・プラス〇・六六五メートル)における公有水面と陸地との境界線及び の地点と の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

- の地点 X座標 プラス一六三〇二六・七三七 Y座標 プラス 二二七八四・七六〇
- の地点 X座標 プラス一六三〇二一・〇五七 Y座標 プラス 二二七九五・二〇三
- の地点 X座標 プラス一六三二〇六・五六四 Y座標 プラス 二二八四二・一七三
- の地点 X座標 プラス一六三一〇・二二〇 Y座標 プラス 二二八三三・四三〇
- の地点 X座標 プラス一六三一四〇・六三七 Y座標 プラス 二二八五一・九二一
- の地点 X座標 プラス一六三〇九〇・五九一 Y座標 プラス 二二八五二・九二一

- の地点 Y座標 プラス 二二九四四・二二八 X座標 プラス一六二九三二・七一九
- の地点 Y座標 プラス 二二〇二九・八二〇 X座標 プラス一六二九二五・〇二二
- の地点 Y座標 プラス 二二〇四四・八五八 X座標 プラス一六二九一〇・六七三
- の地点 Y座標 プラス 二二〇七二・三五六 X座標 プラス一六二九三八・九五九
- の地点 Y座標 プラス 二二〇八三・〇一一 X座標 プラス一六二九三八・四八四
- の地点 Y座標 プラス 二二〇八四・一二八 X座標 プラス 二二〇八四・一二八

3 面積

八、一三九・三九平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

下北郡風間浦村大字下風呂字下風呂二七番一及び一六番一から字家ノ尻一八番に隣接する国道二七九号の地先公有水面及び同国道地内

2 区域

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十一条第一項第一号の規定による国土交通省告示(平成十四年一月十日告示第九号)で定められた平面直角座標第十系を用いて得た次の各点のうち、の地点から の地点までを順次に結んだ線及び の地点と の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

- の地点 X座標 プラス一六三一〇四・六四〇 Y座標 プラス 二二六九八・〇四三
- の地点 X座標 プラス一六三二一八・三六二 Y座標 プラス 二二七六一・二五四
- の地点 X座標 プラス一六三二二七・八七八 Y座標 プラス 二二九二八・一四七
- の地点 X座標 プラス一六二九四四・一四一 Y座標 プラス 二二八二八・五三一
- の地点 X座標 プラス一六二九〇八・八九七 Y座標 プラス 二二八九七・二九二

の地点 X座標 プラス一六二九〇二・四二一  
 Y座標 プラス 二二九五〇・八一六

3 面積 三二二、四五五・二二平方メートル  
 四 埋立地の用途 漁港施設用地

青森県告示第七百七十号

青森県収入証紙の売りさばき人を次のとおり指定したので、青森県証紙条例（昭和三十一年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成十五年十二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 売りさばき人の住所及び名称  
 三戸郡階上町大字道仏字天当平七の一五  
 有限会社シー・エスプロダクツ
- 二 指定年月日  
 平成十五年十二月五日
- 三 売りさばき場所  
 八戸市城下三丁目一五の二七

**公 告**

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年十二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 八戸ニュータウンショッピングセンター
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 株式会社八戸タウンセンター  
 八戸市大字田面木字長者森六八の一  
 代表取締役 三浦紘一
- 三 変更しようとする事項

| 区 分                | 変 更 前                         | 変 更 後  | 変 更 年 月 日  |
|--------------------|-------------------------------|--|------------|
| 大規模小売店舗の営業方法に関する事項 | 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 | 開店時刻 午前九時、午前十時、（日祝祭日午前九時、お盆・年末等の一定期間は午前五時）<br>閉店時刻 午後九時  | 平成 一五・一三・一 |
| 大規模小売店舗の営業方法に関する事項 | 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 | 開店時刻 午前九時、午前十時、（日祝祭日午前九時、お盆・年末等の一定期間は午前五時）<br>閉店時刻 午後十一時 | 平成 一五・一三・一 |
| 大規模小売店舗の営業方法に関する事項 | 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 | 開店時刻 午前九時、午前十時、（日祝祭日午前九時、お盆・年末等の一定期間は午前五時）<br>閉店時刻 午後九時  | 平成 一五・一三・一 |

- 四 届出年月日  
 平成十五年十一月十四日
- 五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び八戸市庁

2 期間

平成十五年十二月五日から平成十六年四月五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、八戸市庁にあっては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見を提出することができる。

1 提出期限

平成十六年四月五日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年十二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース・かんぶん上北町店

上北郡上北町大字旭北一丁目六八〇の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 株式会社菅文

岩手県二戸市堀野字長地七五の四

代表取締役 菅陽悦

2 株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

三 変更しようとする事項

| 区 分                | 変更前                           | 変更後   | 年月日          |
|--------------------|-------------------------------|---|--------------|
| 大規模小売店舗の営業方法に関する事項 | 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 | 株式会社ユニバース 株式会社バセリー菜 株式会社バセリー菜<br>開店時刻 午前九時<br>閉店時刻 午後九時 | 平成<br>一五・一・一 |
| 大規模小売店舗の営業方法に関する事項 | 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 | 株式会社ユニバース 株式会社バセリー菜 株式会社バセリー菜<br>開店時刻 午前九時<br>閉店時刻 午後九時 | 平成<br>一五・一・一 |
| 大規模小売店舗の営業方法に関する事項 | 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 | 株式会社ユニバース 株式会社バセリー菜 株式会社バセリー菜<br>開店時刻 午前九時<br>閉店時刻 午後九時 | 平成<br>一五・一・一 |

四 届出年月日

平成十五年十一月十四日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び上北町役場

2 期間

平成十五年十二月五日から平成十六年四月五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、上北町役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見を提出することができる。

1 提出期限

平成十六年四月五日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年十二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ユニバース新小中野店  
八戸市小中野三丁目二四の七二外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社ユニバース  
八戸市大字長苗代字前田八三の一  
代表取締役 三浦紘一
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社ユニバース  
八戸市大字長苗代字前田八三の一  
代表取締役 三浦紘一 外二者
- 四 変更しようとする事項

| 区 分                  | 変 更 前                           | 変 更 後                           | 変 更 年 月 日 |
|----------------------|---------------------------------|---------------------------------|-----------|
| 大規模小売店舗の運営方法に関する事項   | 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻   | 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻   | 平成一五・三・一  |
| 来客が駐車場を利用することができる時間帯 | 午前九時三十分（日祝祭日午前八時三十分）から午後九時十五分まで | 午前九時三十分（日祝祭日午前八時三十分）から午前零時十五分まで |           |

五 届出年月日

平成十五年十一月十四日

六 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び八戸市庁

2 期間

平成十五年十二月五日から平成十六年四月五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、八戸市庁にあっては、その執務時間内とする。

七 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十六年四月五日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年十二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース下長店

- 一 八戸市下長四丁目の一
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社ユニバース  
八戸市大字長苗代字前田八三の一  
代表取締役 三浦紘一
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社ユニバース  
八戸市大字長苗代字前田八三の一  
代表取締役 三浦紘一 外四者
- 四 変更しようとする事項

| 区 分                | 変 更 前  | 変 更 後  | 変 更 年 月 日    |
|--------------------|--|--|--------------|
| 大規模小売店舗の営業方法に關する事項 | 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻                                  | 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時<br>(日祝祭日午前九時) 閉店時刻 午後十一時  | 平成<br>二五・三・一 |
| 大規模小売店舗の営業方法に關する事項 | 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時<br>(日祝祭日午前九時) 閉店時刻 午後九時 | 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後十一時<br>(日祝祭日午前九時) 閉店時刻 午後十一時 | 平成<br>二五・三・一 |

五 届出年月日

平成十五年十一月十四日

六 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び八戸市庁

2 期間

平成十五年十二月五日から平成十六年四月五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

七 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者とその周辺の地域の生活環境の保持

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十六年四月五日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定による

大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法

第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年十二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース根城店

八戸市根城四丁目一〇の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社みまん

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

四 変更しようとする事項

| 区 分                | 変更前                            | 変更後                            | 変更年月日    |
|--------------------|--------------------------------|--------------------------------|----------|
| 大規模小売店舗の営業方法に関する事項 | 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  | 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  | 平成二五・三・一 |
| 来客が駐車場を利用できる時間帯    | 午前九時三十分(日祝祭日)から午後八時三十分(日祝祭日)まで | 午前九時三十分(日祝祭日)から午後八時三十分(日祝祭日)まで |          |

五 届出年月日

平成十五年十一月十四日

六 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び八戸市庁

2 期間

平成十五年十二月五日から平成十六年四月五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

七 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十六年四月五日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年十二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース三沢松園町店

三沢市松園三丁目五の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

四 変更しようとする事項

| 区 分                | 変更前                            | 変更後                            | 変更年月日    |
|--------------------|--------------------------------|--------------------------------|----------|
| 大規模小売店舗の営業方法に関する事項 | 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  | 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  | 平成二五・三・一 |
| 来客が駐車場を利用できる時間帯    | 午前九時三十分(日祝祭日)から午後八時三十分(日祝祭日)まで | 午前九時三十分(日祝祭日)から午後八時三十分(日祝祭日)まで |          |

五 届出年月日

平成十五年十一月十四日



六 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び三沢市役所

2 期間

平成十五年十二月五日から平成十六年四月五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、三沢市役所にあつては、その執務時間内とする。

七 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十六年四月五日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年十二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジョイス三戸店

三戸郡三戸町大字川守田字沖中七四の二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ジョイス

岩手県盛岡市東安庭二丁目一の一〇三〇

代表取締役社長 小苅米淳一

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び三戸町役場

2 期間

平成十五年十二月五日から平成十六年一月五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、三戸町役場にあつては、その執務時間内とする。

肥料の登録

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第四条第一項の規定により平成十五年十一月二十七日次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成十五年十二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

|                  |                |                   |                                   |                        |  |
|------------------|----------------|-------------------|-----------------------------------|------------------------|--|
| 登録番号<br>青森県第三四七号 | 肥料の種類<br>副産石灰肥 | 肥料の名称<br>長慶シエルパワー | 保証成分量<br>(パーセント)<br>アルカリ分<br>五〇・〇 | その他の規格<br>公定規格<br>のとおり | 生産業者の氏名又は名称及び住所<br>株式会社長慶<br>弘前市大字高<br>田三丁目六の<br>七 |
|------------------|----------------|-------------------|-----------------------------------|------------------------|--|

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、白山溜池土地改良区の定款の変更を平成十五年十一月二十八日認可したので、同条第三項

の規定により公告する。

平成十五年十二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、小泊川地区の県営土地改良事業に係る換地処分をしたので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公告する。

平成十五年十二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第六十八号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条の規定による技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九条第一項の規定により告示する。

平成十五年十二月五日

青森県公安委員会委員長 櫛 引 利 貞

|         |               |             |
|---------|---------------|-------------|
| 遊技機の種類  | 型 式 名         | 製造業者又は輸入業者名 |
| ぱちんこ遊技機 | CRソニックST      | サミー株式会社     |
| "       | CRトップクルージングG1 | 株式会社まさむら遊機  |

|            |                |                  |
|------------|----------------|------------------|
| 回胴式遊技機     | スリーバース         | 岡崎産業株式会社         |
| アレンジボール遊技機 | CRエキサイトラッシュ    | "                |
| "          | CRサンダーバード2Z    | 株式会社藤商事          |
| "          | CRドレミ天国HTL     | "                |
| "          | CRドレミ天国AH      | "                |
| "          | CRドレミ天国AL      | 株式会社大一商会         |
| "          | CRウインター7S      | タイヨーエレクトク株式会社    |
| "          | CRイルナボンパールN    | 株式会社サンセイアールアンドデイ |
| "          | CRサンバムーチョX2    | 株式会社ソフィア         |
| "          | CRトップクルージング3A1 | "                |

(発行所・発行人) 青森市長島二丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭